



はなしようぶ

Vol.330

H28.10月
秋号

Hanasyobu

三重県労福協

<http://www.mie-rofkyo.jp>

mie-rofk@jasmine.ocn.ne.jp

- 発行所●
一般社団法人
三重県労働者福祉協議会
津市栄町一丁目891
- 編集責任者●
松林 弘
- 編集者●
市川 景子



自ら「参加したい!!」
と思ってもらえるような
イベントを考えたいです!

遠慮せずに
みんなが意見を出せる
雰囲気づくりを
大切にしたいです!

より良い活動が
できる様に
サポートします!

事務局長
吉田 真己さん
ふたご座 AB型
趣味:野球観戦

会長
馬場 俊行さん
おうし座 AB型
趣味:広島カープの応援

書記
久米 徳子さん
おとめ座 A型
趣味:嵐ライブ・寺社巡り

地区労福協にお邪魔しました!

Part6

伊賀地区労働者福祉協議会



玄関でお出迎え
松尾芭蕉

日頃は、どのような活動をされていますか?

吉田さん: 労福協は、3つの事業部会にわかれて活動しています。第一事業部は、共同購入を担当しています。昔はビールなどを共同で購入し、組合員さんに安く提供できていたのですが、今の時代は、難しいところがあります。それでも皆さんによるこんでもらえそうな品物を探して、試行錯誤しながらすすめています。第二事業部は、全労済やろうきん、住宅生協のいわゆる三事業団体の推進を行っています。そして第三事業部が、イベントや旅行の企画です。毎年、9月にボウリング、12月には正月用寄せ植えの園芸教室を行っています。中でも秋のバス旅行が好評で、参加希望者が定員オーバーし、抽選になる年もあるほどです。



男性も真剣!
12月の「園芸教室」

なるほど、今年はどちらに?

吉田さん: 今年は京都です。亀岡から嵐山までトロッコ列車に乗って紅葉を楽しむツアーです。紅葉狩りのベストシーズンですから、今年も人気になると思います。昔は買物ツアーが多かったのですが、最近はグルメ系が増えてきました。あ、別に僕がそうしたいわけじゃないですよ(笑)。

特に印象に残っている旅行先は?

吉田さん: そうですね。どこもよかったんですが…それより、とある時期の事務局長が雨男でして。彼の任期中の旅行は雨が多くて、出発時には晴れていた

のに現地に着いたら雨だったり、明石海峡に行った時は、ものすごい降りて現地に足止めされたし、琵琶湖で遊覧船ミシガンに乗った時は雨雲に追いかけられました。その前の旅行は雪で中止になったかな。あ、これ…書けませんよね?(笑)

すみません、おもしろいので書かせていただきます。では、最近の活動状況を聞かせてください。

馬場さん: 最近、会議で皆さんが活発に意見をだしてくれるようになりました。年代的には、若い方が多く、30代中心ですが、役員をしてくださるような方は、いろいろな意見を持ってきているんだと頼もしく感じています。みんなでワイワイ活発にやっていますよ。

日頃の活動で苦勞されることはありますか?

馬場さん: イベントは、基本的に毎年同じ内容なのですが、参加者にマンネリと思われないようにするのが課題です。来ていただくためにどうすべきかというポイントを探ることに苦心しています。やるからには、形だけのものというのはいりたくありませんし、内容も変えていきたいのですが、なかなかむずかしい点もあります。しかし、みんなで楽しいイベントになる様、役員さんたちと試行錯誤する時間は、とても充実しています。



伊賀市勤労者福祉会館

今後も多くの役員さんの意見を取り入れつつ、力を合わせて活動していきたいですね。そのためにも皆さんが参加しやすい環境を整えていきたいと考えています。



秋色、さまざま、イベントナビ

その1

第22回 連合・労福協チャリティーゴルフコンペ

日時 2016年 **10/31** 日 7:48スタート

場所 西日本セブンスリーゴルフクラブ
松阪市嬉野島田町1242-1 TEL0598-42-1212

募集人数 **40組(160人)**
連合三重・労福協構成組織を中心に参加者の募集を行っています。



その2

秋の熊野古道「始神峠」日帰りバスツアー

日時 2016年 **11/5** 土 それぞれの地区のバスの乗車時間

場所 熊野古道「始神峠」
国道42号馬瀬バス停付近から始神さくら広場までの約5km

参加者募集は… 9/9 金 ~ 10/3 日 申し込み方法等はチラシをご覧ください。

主催 (一財) 三重県ゆとり創造基金協会
TEL059-229-8020



その3

素敵な出会いの会「ハピマリ」 予告

日時 2016年 **11/20** 日

場所 四日市「都ホテル」

参加者の募集・内容等については、労福協のホームページ・チラシ等でご案内します。
労福協ホームページ <http://www.mie-rofkyo.jp/>

素敵な出会いの会
ハピマリ



その4

勤労者地域づくり等参画支援事業 ライフプランセミナー in 津 PartII

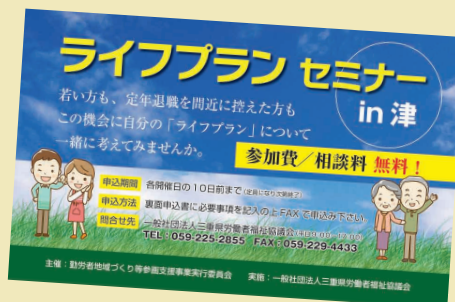
日時 2017年 **1/21** 土 13:30~

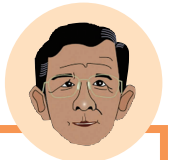
場所 三重県勤労者福祉会館6階研修室

募集人数 **50名**

どなたでも参加いただけます。チラシ裏面の要項に従い、FAXでお申し込みください。

内容 第1部「年金制度について」 講師：特定社会保険労務士 河合 恵美氏
第2部「第2の人生の過ごし方について」 講師：桐生ふあ〜む 桐生 悦夫氏
~園芸や農業がおもしろい~
第3部「生涯現役でいるために」 講師：三重県シルバー人材センター





ともに助け合う「心」、労働者自主福祉運動

気が付けばこのコラム、通算13回目、まる3年を迎えることとなりました。労働運動・労働者福祉運動、労働者自主福祉事業（労金・全労済・住宅生協）の歴史や理念、そして、運動の根底にある“ともに助け合う心”「共助」の機能を自ら高めることの大切さを述べてきました。

いま、労福協では「明日へつなげる運動を考える検討会議」を開催し、ある危機感を持ちながら、次世代に運動をどう継承すべきか議論を進めています。

ある危機感とは何か？それは時代の変化、取り巻く環境の変化の中で、「運動そのものの理念（原点）が希薄になりつつあるのではないか」という懸念です。

最近、よく耳にするのは、労働運動と労働者福祉運動は車の両輪であり、その運動から生まれた労働者自主福祉事業は“ともに運動する主体”でありながら、組合役員と事業団体職員の関係は、ややもすると単なる「業者とお客様（他金融機関や保険会社と同列であるとの見方）」の関係になりつつあるとの声です。

例えば、「市中銀行に預けた100万円と労金に預けた100万円は同じではないか、むしろ市中銀行の方が優位ではないか！」との意見を述べる組合員さんがいます。

そこに支え合い、助け合い、困った時はお互いさまの精神がない限り、意見を述べた組合員さんは正しいかも知れません。

実は労金に預けた100万円はA組合員さんの住宅ローンに、B組合員さんの教育ローンにと、その使われ方が透明であり血の通った温かいお金ですが、市中銀行に預けたお金は利益優先であり、何に使われているのかわかりません。少なくともそこには、支え合い、助け合う精神は存在しないということです。私は運動の原点がここにあると思っています。

日本は市場万能主義経済の中で、貧困や格差社会が進んでいます。いま、私たちがなすべきことは、労働運動・労働者福祉運動を通じて、さらに連帯の輪を広げ、ともに支え合い、助け合う「共助」を基盤とする社会づくりです。



働く人の法律知識

～弁護士：渡辺伸二が語る労働問題あれこれ～

弁護士
渡辺 伸二



管理職にも残業代は必要

「管理職には残業代を支払う必要がない」と思い込んで、社内の部長以上には残業代を払っていない経営者がいる。

これは大きな誤解です。

残業代を払わなくてよい「管理監督者」（労働基準法41条）と会社組織上の管理職とは全く違います。

労基法の管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的立場にあるもので、「名称」にとらわれず「実態」に即して判断します。要するに、労働者保護の法令を適用しなくても弊害が生じない経営者と同じような力のある労働者を意味します。

したがって、例えば名前が「取締役工場長」（製造業）、「支店長代理」（金融機関）、「支社長」「事業部長」（サービス業）でも、出退勤の自由が他の人と変わらない場合、賃金体系が他の人と変わらない場合、自分の業務に関する裁量権がさほどない場合、部下に対する労働条件や人事考課における決定権を持っていない場合、地位にふさわしい処遇がなされていない場合（年俸で少なくとも7～80

0万円以上）は、「管理監督者」に当たらず残業代は払われなければなりません。

数年前に「名ばかり管理職」といわれ役職ばかりで権限のない小規模店舗の店長への残業代不払いが裁判所で不当と判断された例が典型です。

また、「固定残業制度」（一定額の割増賃金を支給し残業時間がこれを超えても残りは支給しない）も「残業代は基本給等に含まれている制度」等も、現実に残業した時間分の残業代は請求できます。

「役職手当」「営業手当」などの手当が支払われている場合に、「この手当の中に残業代が含まれている」と言われることがあるが、その手当の実質が職責や職務の遂行それ自体に対する対価である場合には残業代は別途請求できます。

なお、労基法の管理監督者にも深夜業に関する規定は適用されるため、深夜労働の割増賃金は支払う必要がある。



住まいの生協 **住宅生協**

NEW OPEN 《モデルハウス 全9棟》

今秋9月より県下各地でモデルハウス続々完成予定！見学をご希望の方は、それぞれに記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

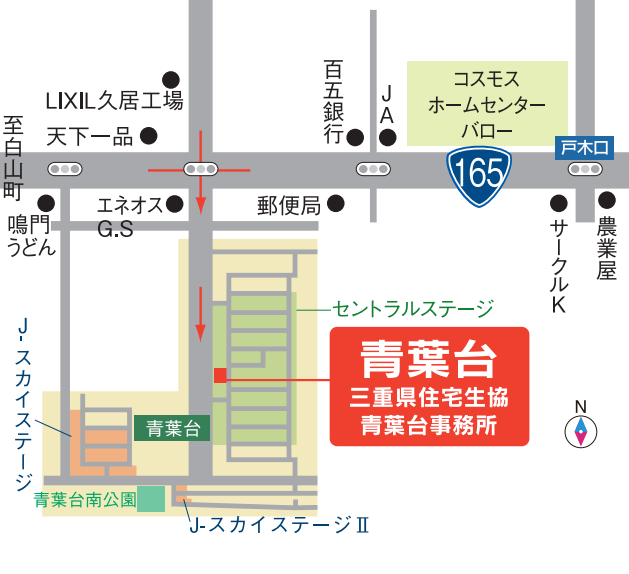
四日市市坂部台 **NEW OPEN**
Jヒルズ四日市 1棟

お問い合わせ先
四日市住まいの情報センター
☎059-350-3355 〒510-0834 四日市ときわ五丁目1-22
 【水・木曜定休日】



津市青葉台 **NEW OPEN**
青葉台 J-スカイステージ II 4棟

お問い合わせ先
中勢営業所 青葉台
☎059-256-0701 〒514-1139 津市青葉台一丁目2-9
 【水・木曜定休日】



多気郡多気町
相可台

NEW OPEN
3棟

お問い合わせ先
松阪住まいの情報センター
☎0598-25-0861

〒515-0821
松阪市外五曲町85-3
【水・木曜定休日】



一挙3棟
同時OPEN!

相可台のくすのき公園
徒歩8歩前に、3棟の住まいが
完成します。



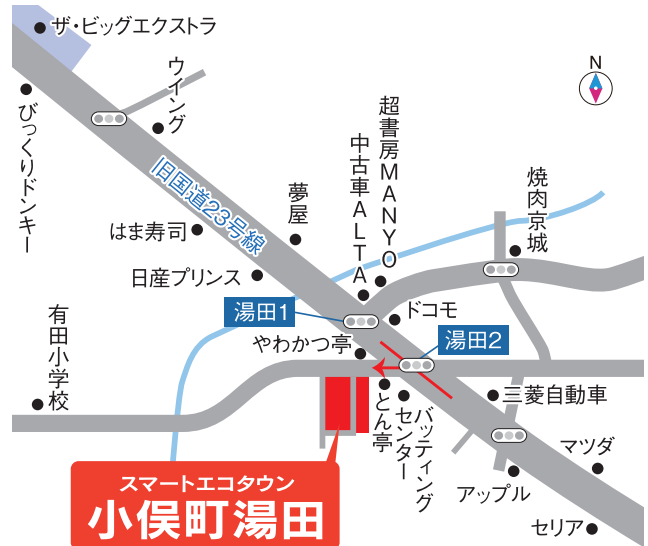
伊勢市小俣町
スマートエコタウン
小俣町湯田

NEW OPEN
1棟

お問い合わせ先
伊勢住まいの情報センター
☎0596-29-0720

〒516-0013
伊勢市鹿海町3430-93
【水・木曜定休日】

シンプルなデザインで
美しく暮らす住まい。



鈴鹿市
スマート
エコハウス
道伯

モデルハウス2棟
好評公開中

お問い合わせ先
鈴鹿住まいの情報センター ☎059-379-5736
〒513-0834 鈴鹿市庄野羽山四丁目18-10 【水・木曜定休日】

41号地 | 創蓄連携システム搭載の家

50号地
4つの
リビングが
ある家



家も土地も もっと身近に ~すっと残したい 家づくり、街づくり~
JSK 三重県住宅生協

本部/〒514-8540 津市栄町一丁目891(三重県勤労者福祉会館1F) TEL.059-225-0851
□宅地建物取引業免許 三重県知事(14)第254号 □建設業許可 三重県知事許可(特-26)第15428号
□(公社)三重県宅地建物取引業協会会員 東海不動産公正取引協議会加盟

住まいに関することならなんでもご相談いただけます。

新築 建替え 増改築 リフォーム 不動産仲介



保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

今のうちに「まさか」の 自然災害に備えましょう。

今の火災保障
だけで
充分ですか？

台風

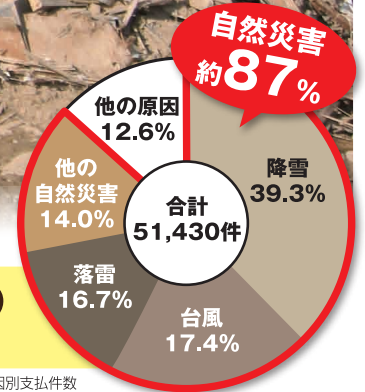
風水害による被害の備えは
火災保障だけで充分とは言えません。



【出典】災害写真データベース http://www.saigaichousa-db-isad.jp/drsdb_photo/photoSearch.do

共済金支払いの約87%が自然災害によるもの
地震や台風、落雷など自然災害へのしっかりとした備えが大切です。

全労済の2014年度「住まいに関する共済金」原因別支払件数



近年発生した風水害データ

名称	発生年月	被害	
		建物全・半壊、一部破損	浸水
台風12号	2011年 9月	4,008棟	22,094棟
台風15号	2011年 9月	3,739棟	7,840棟
梅雨前線による大雨	2012年 7月	2,774棟	10,983棟
台風18号	2013年 9月	1,650棟	10,089棟
台風26号	2013年10月	1,017棟	5,655棟
台風12号および11号に伴う大雨	2014年 7月	1,033棟	6,811棟
8月15日から8月26日にかけての大雨	2014年 8月	3,784棟	9,706棟
台風18号に伴う大雨等	2015年 9月	6,503棟	12,929棟

消防庁より（平成27年8月23日現在）

風水害における住宅の被害ってなに？
海や川の近くに住んでなければ保障は不要？

風水害による住まいへの被害は深刻です。

●台風による風害

屋根瓦やアンテナ、エアコンの室外機などが飛んだり、反対に飛んで来た物によって窓ガラスが割れたりして住宅が壊れるなど。

●豪雨による水害

河川の増水や、下水道の処理能力を超えて、室内に浸水すれば住宅だけでなく家財にも被害がおよびます。



自然災害の備えには **全労済の住みいる共済** がおすすめです！

新火災共済・新自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

お問い合わせは

全労済三重県本部
(三重県労働者共済生活協同組合)まで

●津支所

tel.059-227-6170

●伊勢支所 tel.0596-25-7965

●四日市支所

tel.059-354-0033

●伊賀支所 tel.0595-64-7456

受付時間

平日9:00～17:00、伊賀支所は 9:00～12:30、13:30～17:00(土・日・祝日、12月30日～1月3日は休業)

■出資金について(新しく組合員になられる方へ)

※全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生活協同組合の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願ひしています。 ※なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますのでご注意ください。

◇掛金の払込方法一月払いの場合…1,200円(毎月100円×12ヵ月)

◇掛金の払込方法一年払いの場合…1,000円(1回のみ)

ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

保障のことなら

全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただければ組合員になられ、各種共済をご利用いただけます。

全労済三重県本部
(三重県労働者共済生活協同組合)

2416B010.16.08KD



©ROKIN

平成29年1月から、 個人型DCの加入者の範囲が拡大し、 基本的にすべての方が加入できるようになります！



©ROKIN

2014年6月に厚生労働省が公表した公的年金の財政検証結果では、少子高齢化等の影響により、現在の年金制度のもとでは給付水準が一層低下すると確認されています。セカンドライフにおける生活設計を考えると、勤労者の自助努力と事業主の支援で一人一人の年金原資を積み増すことが必要になってきます。

このような状況を背景に、個人型確定拠出年金(DC)制度の改正案が2016年5月24日に衆議院で可決・成立

し「公務員」「企業年金がある企業の従業員」「専業主婦」等にも加入対象者が大幅に拡大されることになり2017年1月から、ほぼ全ての勤労者が確定拠出年金を利用することが可能となります。

確定拠出年金はわれわれの老後生活をより豊かなものにする大切な手段の一つですので、これから5回に分けて学習していきましょう。

個人型確定拠出年金とは？

▶ 公的年金に上乗せする私的年金の一種です。

確定拠出年金は国民の老後生活をより豊かなものとするために2001年に施行された確定拠出年金法に基づき実施されている制度で、公的年金(国民年金、厚生年金)に上乗せする年金制度です。

▶ ご自身で年金資産の運用を行えます。

加入者は運営管理機関(金融機関)が提示する定期預金・生命保険・損害保険・投資信託等のなかから選択して掛金・積立金の運用を行い、原則として随時、年金資産の運用方法(金融商品)を変更することができます。

※投資信託等のリスク性商品で運用を行う場合、運用結果により受取時に元本の累計を下回る場合もあります。

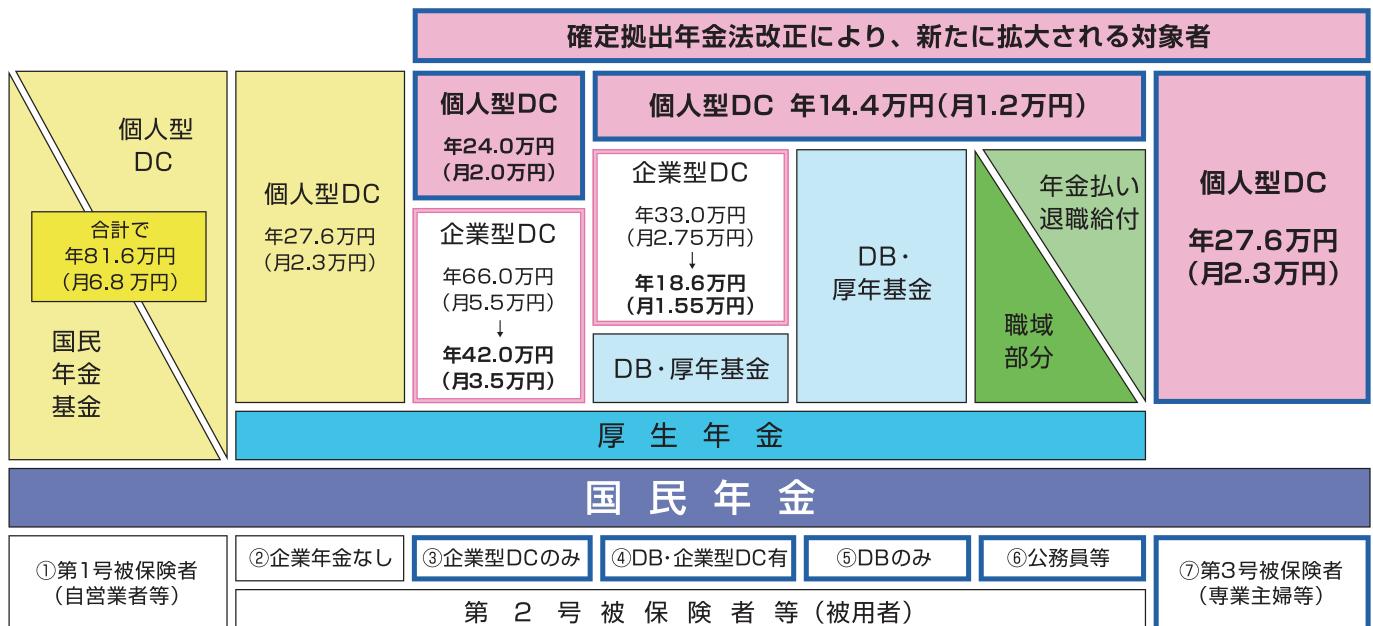
▶ 年金または一時金で受け取ることができます。

年金資産は、老齢・障害・死亡いずれかの事由に該当した場合に受け取ることができます。障害・死亡の事由に該当した場合等を除き、原則60歳まで引出し(中途脱退)することはできません。

年金制度の体系と個人型DC拠出限度額

個人型DCは、自営業者や勤務先に企業年金制度のない会社員(下表①②)のみが加入可能でしたが、法改正により、勤務先に企業年金制度のある会社員(マッチング拠出を実施している企業型DC加入者を除く)・公務員・専業主婦(下表③～⑦)も可能となります。

【我が国の年金制度の体系と個人型DC】 *金額は拠出限度額(積立できる金額)



*掛金は拠出限度額の範囲内かつ5,000円以上1,000円単位となります。

※1:③および④の企業型DC実施企業では、「マッチング拠出を行わない」「企業型DCへの事業主掛金の上限を③の企業では年額42万円(月額3.5万円)・④の企業では年額18.6万円(月額1.55万円)とする」ことを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入が可能です。

※2:公務員等(公務員および私学教職員)の共済年金は、2015年10月より厚生年金と統合しました。

文化事業講座

毎年多くの方にご好評いただいております文化事業講座として、プリザーブドフラワー・アート(アレンジメント講座)を開催いたします。今回はトピアリーに挑戦いただきます。このお知らせではアレンジメント画像をお知らせできませんが、準備整い次第HPやチラシなどでお知らせいたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

ハイセンスなアレンジで彩をかざりましょう

プリザーブドフラワー・アート 「トピアリー」



*イラストはイメージです。

トピアリーとは「植物を人工的また立体的に形づくる造形物」のことです。もともとの由来は“刈り込む”という意味で、ヨーロッパからはじまり、現在はインテリアとしてお部屋に観賞用に飾る用途で人気が高まっています。

日 時 2016年11月27日(日)

受付 13時～
開始 13時30分～(所要 約90分)

場 所 三重県勤労者福祉会館 6階 講堂
津市栄町1丁目891番地

講 師 Frallure主宰 橋本 美帆さん

参加費 2,500円(前納)

募集人数 60名※応募多数の時は抽選

申込方法 はがき 又は FAX

申込受付期間 10月24日(月) 9時から
11月11日(金) 17時まで

ブース出展

私ども(公財)三重県労働福祉協会は県下の勤労者皆様の文化的地位向上に寄与することを目的として、県規模の生涯学習・文化イベントである三重県生涯学習センター主催「地域「学」フェスティバル」に実行委員会の段階から参画しています。今年度で参画4回目を数えます。毎年、出展規模・内容を拡充し、最近ではフェスティバル自体のメインパートを担いつつあります。今年度の出展内容「じぶんだけのOnly one をつくろう!」をテーマに、ブース内でさまざまな体験をしていただけるよう工夫を凝らしています。ほか参画団体さまの出展内容も多岐にわたりたいへん魅力的です。文化の秋、10月最終土曜日はぜひ地域「学」フェスティバルに足をお運びください。

地域「学」フェスティバル

日 時 2016年10月29日(土)

※雨天決行
10時30分～16時00分

場 所 三重県総合文化センター内
文化棟2F 第1ギャラリー
津市一身田上津部田1234

- 出展内容**
- ① リボンワーク体験
 - ② らくがきせんべい体験
 - ③ さとのパン販売
 - ④ 地元産イタリアントマトを
ふんだんに使ったデリ販売

来て、見て、遊んで、感動しよに!

お問い合わせ・申込

公益財団法人三重県労働福祉協会
〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地

TEL 059-228-7973 FAX 059-229-6378
<http://www.mie-kinfukukyo.or.jp/kaikan/>

1		9	5			4	(A)
			2	9	4		
		5				2	7
				8	7		
6		2					3
	8					9	
8	1						
7							1
	(B)		3	9			7

『はなししょうぶクイズ』
(A)(B)それぞれに入る数字を答えて下さい。

●応募要項●

- ☆官製ハガキ、またはメールで答え・郵便番号・自宅住所(アパート名など正確に)・氏名・組合名・機関紙に対するご意見・ご感想を書きそえて下さい。抽選で**20名の方**に図書カードをお送りします。
- ☆あて先：〒514-0004 津市栄町1-891 三重県労福協
「はなししょうぶNo330」係
- ☆E-mail: mie-rofk@jasmine.ocn.ne.jp
- ☆締 切：10月25日(火)必着
- ☆当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

皆さまからのご意見ご感想をお寄せください!

『はなししょうぶ』へのご意見やご要望etc...なんでも結構ですので、お便りお待ちしております。

ご投稿いただいた個人情報は機関紙「はなししょうぶ」の掲載に使用するものです。